

令和6年度 湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会（第2回）

開催日時：令和7年2月26日（水）14時30分

開催場所：湖北広域行政事務センター

工場棟3階 研修室

出席委員：金谷会長、吉原委員、浅田委員、大橋委員、阿蕪委員、保正委員、鷓鴣委員、大菅委員、一居委員、鶴飼委員、板山委員

（鈴木委員、川嶋委員、村上委員、坂委員欠席）

事務局：西川管理監兼業務課長、西田第一プラント所長、峯業務課副参事、名内業務課主査、藤田第一プラント主査

次 第

1. 開会

2. 議題

一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

3. その他

4. 閉会

傍聴者：0名

議 事 録

【開 会】（14時27分）

【議 題】

- ・事務局より「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」について説明

（14時29分～14時57分）

事務局：「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」について説明し、次回本審議会では一般廃棄物処理基本計画（素案）を提示することを確認したうえで、本日の審議会資料「一般廃棄物処理基本計画（骨子）」について説明した。

資料より、計画書の全体構成を目次により説明したのち、「第1編 共通編」の「第1章第1節 計画策定の目的」から記載事項の概要と、ごみ減量への取り組み内容のうち、令和7年1月から不用品の査定や売買、譲渡等の情報が掲載等できる「おいくら」や「ジモティー」と構成市が連携協定を締結し、住民が安心して利用できるよう2月広報でも周知していることを説明。次に、「第2節 計画の位置づけ」からは、国や滋賀県の関連計画の概要を説明し、「計画の範囲」としてセンター及び構成市の役割分担等の説明及び「計画目標年度」について説明。

「第2編 ごみ処理基本計画編」の「第1章第3節 ごみ処理の評価」から、現状と現計画の数値目標との比較を説明。「第4節 ごみ処理の課題」から、「ごみ発生・排出抑制に関する課題」、「ごみ収集運搬方法に関する課題」、「資源回収等に関する課題」及び「新ごみ処理施設に関する課題」について説明。「第2章 ごみ処理基本計画」

の「第1節 本計画の基本理念と基本方針」から3つの基本方針を説明。「第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み」から、国や滋賀県の目標を紹介し、これらの目標を踏まえて、本計画における数値目標を説明。

次に、「第3編 生活排水処理基本計画」の「第1章第4節 生活排水処理の評価」から、現状と現計画の数値目標との比較を説明。「第5節 生活排水処理の課題」から、生活雑排水の処理に関する課題と汚泥再生処理センターに関する課題について説明。

「第2章 生活排水処理基本計画」の、「第1章 基本理念及び基本方針」から、2つの基本方針を説明。「第3節 生活排水の処理計画」から、滋賀県の目標である令和27年度に『水洗化・生活雑排水の未処理世帯0を目指す』ことを紹介し、この目標を踏まえて、本計画における目標年度である令和17年度における数値目標を説明。

・質疑 (14時57分～15時30分)

委員 1：6ページの表2-1-1の現計画の最終目標（令和11年度）である最終処分量については、令和10年度以降はプラスチックと発泡スチロールを燃やすことも考慮して設定しているのか。

事務局：現計画の目標としている最終処分量はプラスチックと発泡スチロールが可燃ごみとなって焼却処理することとして設定している。

委員 1：令和6年度は可燃ごみではないが、令和11年度は可燃ごみとなって焼却することとなり最終処分量が増えると思うが、それを考慮しても減少する目標としたのか。

事務局：施策等を実施することなどにより中間目標（令和6年度）よりも減少する目標とした。

委員 2：11ページの指標1のグラフを見ると、R5年度からR12年度の傾きとR12年度からの傾きが変わるが、これらはどのように試算したのか、目標の根拠は何か。

事務局：指標1については、指標2と指標3から求めている。

委員 2：指標4の焼却処理量については、年間の量としてここで提示されている目標の原単位はどの程度か。

事務局：焼却処理量の目標値の原単位は、R12年度で622g/人日、R17年度で595g/人日となる。

委員 2：それは目標値で良いか。

事務局：はい。なお、現状施策の維持を推進した場合はR12年度で624g/人日、R17年度で600g/人日となっており、国の目標とは差がある。

議長：目標の根拠や考え方について計画書には少し記載したほうが良いのではないかと。

事務局：次回提示する素案の中で示したい。

委員 3：15ページに記載のある目標値についてR17年度98.5%、R12年度97.7%とあるが、12ページに令和5年度の実績があり、現目標を達成している状況にあるが、今回の目標値が上がっているのはなぜか。

事務局：今回の目標が現状よりも大きく上がるが、その変更理由は滋賀県の污水处理施設整備構想の目標数値に合わせるということで目標を定めたため、従来の目標値と変わる。それによってR12年度の目標が達成できるかどうかというところで課題が出てく

と思う。その対策として啓発などにより力を入れていく必要がある。

委員 3：今年の10月に新しい汚泥再生処理センターが稼働を開始するということであり、人口も減る状況にあるのに、それでも目標は上がることとなるのか。何か計算方法が変わったのか。

事務局：目標値の定め方を変えたので計算方法も変わっている。

議長：15ページの目標値については、記載してあるとおり滋賀県の目標である100%に合わせるということに尽きると思います。

議長：計画書等の内容に関するものではないが、この計画書は構成市のことも記載しており、センターとしてのことも記載されているので、表紙の表題について“湖北広域一般廃棄物処理基本計画”とした方が良いのではないかと。また、計画書内の記載方法について、主語を明確にすることはできないか。例えば、構成市が実施する施策等も記載されており、センターが責任を持って実施することも記載されているので、主体はどこなのかを明確にした方が良いのではないかと。特に課題に対する施策は主体がどこかは必要だと思う。

事務局：ご指摘のとおり、主体がどこかは明確にした方が良いと思う。今回提示しているのは骨子であり、計画書のなかではより詳細を記載することとなる。現計画においても構成市の役割など記載しており、次回提示する素案でも記載したい。

委員 4：7ページのグラフについて、平均や目標などを一緒に記載したほうがわかりやすくなると思う。また、先ほど話があった焼却処理量の目標は国の目標が原単位なので、それに合わせた方が良いのではないかと。

事務局：ご指摘のとおり、グラフについて目標との差などが見えるような工夫や焼却処理量についても原単位でも示すなど、差などが見えるような工夫をする。

委員 2：今後、計画書をまとめる際に、気を付けてもらいたい点を伝えたい。リデュースもリデュースも非常に良いことだと思う。店頭回収についても拡大生産者責任も含めて循環型社会形成推進等に関連する法律のなかでも小売業者などが販売したものについてもリサイクル等まで実施する義務が生じていることを踏まえると、事業者にも回収してもらって、可能であれば、回収量の報告までしてもらえれば非常にいいと思う。

もう1点、事業系ごみの排出量については、企業数にも影響されるので難しいが、現計画の中間目標を達成している状況である。しかし、減少の傾向は年度によって異なり、令和3年度は手数料改定もあり、大きく減少しているが、その後の減少傾向は小さくなっている。この傾向を見ると、もっとごみの減量はできるように思う。ごみ量全体を減らしていくという中で、事業系ごみの排出量についても減少させる必要があると思うので、施策をどうするのかなど、事業系ごみの排出量については現計画の中間目標を達成しているということにとらわれずに、どのようにごみを減らしていくのかということを検討してみてもどうか。

事務局：事業系ごみに限らず、家庭ごみも含めてどのような施策が必要なのかを検討して次回提示する素案に記載していきたい。

委員 4：一般的な話として家庭ごみの約4割が厨芥類と聞いたことがあるが、この地域ではどうか分からないが、一般的にどのようなごみを減らせばごみの減量につながりや

すいかが分かれば、住民も取り組みやすくなるのではないか。

事務局：ごみの性状などで分かりやすいものがあれば出していききたい。例えば、収集ごみの中で雑紙やリサイクルできるものがどの程度混入しているかなども啓発の資料として盛り込んでいきたい。

委員 5：リスク管理の面から聞きたい。本計画の目標の達成においても、設備の安全で安定的な稼働があって達成できるものもあると思う。去年の能登半島地震の際にごみ処理施設が停止して、ごみの処理ができないことがあり、弊社も困った経験がある。今後も気候変動などで自然災害が増えるという見込みもあるようだが、その対策などはあるか。

事務局：災害廃棄物の処理については構成市でそれぞれ計画を作成されている。センターもこの計画に連携して施設の運用などを行っていくこととしている。施設の災害対策としては、現在建設中の新施設の耐震性など災害も考慮して整備している。災害ごみの処理については、通常の処理量に加えて災害ごみとして10%の処理量を見込み、これらの処理が可能な施設規模としている。この処理能力の中で構成市と調整をしながら処理していくものと外部に出さなければいけないものなどを計画の中で検討している。

委員 5：リチウム電池などから火災が発生するなどの事例があるが、このような事故により停止した場合に周辺自治体との処理の協力など協定等があるか。

事務局：事故などで施設が停止した場合の周辺自治体との応援などの協定については、現在協議している段階である。

議長：災害廃棄物処理については、第4編第2節に記載されるようだが、事故についても記載する予定か。

事務局：災害廃棄物も含めて、従来の区域内で処理するというよりも周辺自治体との応援についても協議が始まっているため、その協議に進捗があれば記載したい。

【報告事項】 (15時30分)

特になし

【その他】 (15時30分)

特になし

【閉会】 (15時30分)